

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 地方農林振興局長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇告示 保安林の指定の解除

木材業者及び製材業者の登録
土地改良区の設立認可に係る土地改良事業計画書等の縦覧
新たに行なおうとする土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書等の縦覧
道路位置の指定

健康保険法による保険医の登録

- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

- ◇雑報 鳥取食糧事務所日野支所の庁舎の移転
- ◇正誤 昭和三十八年十月二十一日付け鳥取県教育委員会規則第十号中訂正

規則

地方農林振興局長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十七号

地方農林振興局長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

地方農林振興局長事務委任等に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「補助金」の下に「（鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号）第二条に規定する補助金をいう。）」を加え、同条第三号を削り、同条第四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十一号中「立竹木」を「立木」に改め、同条を同条第二十号とし、同条第二十二号を削り、同条

第二十三号を同条第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 保安林に係る監督処分に関すること。

第二十二 保安林に係る監督処分に関すること。
第二十四条を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 県行造林事業の執行に関すること。

第二十七条を削り、同条第二十八号を同条第二十七号とし、同条第二十九号中「地すべり事業」を一地主べり防止事業」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条第三十号を削り、同条第三十一号を同条第二十九号とし、同条第三十二号を同条第三十号とし、同条第三十三号を同条第三十一号とする。

第三条第四号を次のように改める。

四 次に掲げる漁業許可等（填水道及び中海における漁業許可に関するものを除く。）に関すること。

イ 漁業の許可を受けた者が許可の有効期間満了により更に従前の許可と同一内容をもつて許可の申

請をした場合における漁業許可

ロ 記載事項変更に伴う漁業許可証の書換交付

ハ 漁業許可証の再交付

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 水産製品の検査に関すること。

第三条第九号中「狩猟免許」の下に「（県内に住所を有しない者に係る免許を除く。）」を加える。

第三条第十三号中「執行」の下に「及び当該工事に係る寄附採納」を加え、同号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 県行造林事業に係る地上権の登記に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第五百七十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六

条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十八年十一月五日

鳥取県知事 石 破 三 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下一、九五三の三、

（「次の図」に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

町立老人医療保護施設敷地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十八年十一月五日

鳥取県知事 石 破 三 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字下浜一、一九四の二一〇

（二） 保安林として指定された目的

飛砂の防備

（三） 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字伐株字大谷山二五〇、二五

一、二五二、二五三の一、二五三の二、字扇

子平二五四、二五五、二五六、二五七、二五

八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六八、

二六九、二七〇、字柳ヶ塔二七二、二七五、

二七六、二七七

（四） 保安林として指定された目的

干害の防備

（五） 解除の理由

指定理由の消滅

三 (一) 解除に係る保安林の所在場所
気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷二六五
三の一、字魚見上り立二六六六の一、二六六
七の二、二六六八の一、字船ヶ谷二六六九の
一

(二) 保安林として指定された目的
魚つき
(三) 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第五百八十号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十
二月鳥取県条例第三十四号)第三条第一項の規定に基づ
き、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、
同条例第六條第二項の規定により告示する。
昭和三十八年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

木材業者

登録番号	登録年月日	住 所	氏 名
鳥木第六三号	昭三八、八、五	鳥取市吉方町二四二ノ一	三光パネル(有)代表取締役 三田 石蔵
" 第六四号	"	一三 岩美郡国府町中河原六八ノ六	国府町森林組合組合長理事 高橋 民雄
" 第六五号	"	二六 " " 三代寺	林 久雄
" 第六六号	"	九、六 " 岩美町本庄	藤本 吉平
" 第六七号	"	一〇 鳥取市吉方三二〇	鳥取家具工業(株)取締役社長 松浦 武儀

" 第六八号	"	一七 " 西品治八八三	(有)小嶺材木店代表取締役 小嶺 泰治
八木第七号	昭三八、九、一六	八頭郡船岡町見堀一四九	笠田 善実
倉本第七六号	昭三八、七、二七	倉吉市上并三二ノ一	松本木材(有)代表取締役 松本八重子
" 第七七号	"	八、二二 " 大正町一、〇七五ノ二八	会見木材店 会見 正雄
" 第七八号	"	東伯郡関金町明高一、二九九ノ九	池内商店 池内 長寿
" 第七九号	"	二四 " " 安歩	津島 政盛
" 第八〇号	"	九、六 倉吉市明治町一、〇二九ノ三	岩室商店製材所 岩室 清春
" 第八一号	"	" 広瀬町一、七二〇	福井木工(株)取締役社長 福井 高信
" 第八二号	"	" 越殿町一、七〇五ノ三	安藤 源治
" 第八三号	"	" 福吉町一、四〇四	(有)宮脇木工所代表取締役 宮脇 清重
" 第八四号	"	" 新町三丁目一、一八一	鳥取木材(有)代表取締役 橋本 稔
" 第八五号	"	" 西倉吉町一〇	久米産業(株)取締役社長 桑本 忠
" 第八六号	"	一〇 東伯郡東郷町藤津二二三	舍人製材(有)代表取締役 宮本 保
" 第八七号	"	" 中興寺三二八	宮本 成行
" 第八八号	"	一三 倉吉市下米積五九九	久米製材所 門脇 勝人
" 第八九号	"	一四 東伯郡東伯町光好	平井清次郎
" 第九〇号	"	" " 森藤	陰山 保
" 第九一号	"	二一 " 赤碕町高岡	赤碕町森林組合組合長理事 川上 重満

米木第四三号	昭三八、七、六	米子市尾高町六六	坂口木材(株) 取締役社長	坂口平吉郎
第四四号	九	西伯郡名和町東坪	坂口合名会社 取締役社長	坂口平兵衛
第四五号	一六	米子市蚊屋二九三	(有) 小谷木材店代表取締役	小谷万亀寿
第四六号	二三	奥谷五八八	日本バルブ山林部 専属	杉本 武重
第四七号	八、一七	西伯郡中山町下甲一、〇二九	円岡木材店	円岡武次郎
第四八号	二六	米子市東町五六	(有) 浜田材木店 取締役社長	西岡 繁一
第四九号	二七	境港市明治町三三	大森 春雄	浜田 茂幸
第五〇号	三一	米子市祇園町二丁目	米子木材(株) 取締役社長	塩谷 為吉
第五一号	三二	米原一、五〇三	山陽バルブ(株) 山林事業部 米子出張所長	河口 隆太
第五二号	三三	境港市上道町二、一九二ノ二	岡田製材所	岡田 利吉
第五三号	三三	中野町二、九二六	榎原製材所	榎原 正雄
第五四号	三三	西伯郡西伯町絹屋	米子製鋼運輸(株) 代表取締役	塔田 義光
第五五号	三三	米子市末広町五八	西伯町森林組合 組合長 理事	永東 忠寿
第五六号	三三	西伯郡西伯町法勝寺三七二	中山町森林組合 組合長 理事	生田 嘉雄
第五七号	三三	中山町下甲二九〇ノ二	田丸木材(株) 取締役社長	尾古 憲晴
第五八号	三三	米子市祇園町二丁目一九		田丸喜久治
第五九号	三三			
第六〇号	三三			

第六一号	四	米原一、四六〇ノ七	(有) 古住木材店代表取締役	吉住 福市
第六二号	二三	西伯郡会見町金田	赤井収次郎	
第六三号	四	天万九四六ノ四	植田 茂	
製材業者				
登録番号	登録年月日	住	所	氏 名
鳥製第四三号	昭三八、八、五	気高郡気高町八東水		米田五一郎
第四四号	二六	鳥取市杉崎		古井千代藏
第四五号	九、一七	岩美郡国府町三代寺		林 久雄
第四六号	七、二七	鳥取市西品治八八三	(有) 小椋材木店代表取締役	小椋 泰治
第四七号	八、三	倉吉市上井三一ノ一	松本木材(有) 代表取締役	松本八重子
第四八号	二四	東伯郡三朝町元鴨		音田 秀雄
第四九号	九、六	関金町安歩		津島 政雄
第五〇号	九、六	倉吉市明治町一、〇二九ノ三	福井木工(株) 取締役社長	岩室 清春
第五一号	七〇五ノ三	越殿町一、七〇五ノ三		福井 高信
第五二号	四〇四	福吉町一、四〇四	(有) 官脇木工所代表取締役	安藤 源治
第五三号	一三	倉吉市下米積五九九	舍人製材(有) 代表取締役	官脇 清重
			久米製材所	門脇 勝人

ときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
八年十月三十日道路の位置を指定したので、同規則第十
条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗
申請人の住所氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員
及び延長

鳥取市吉方	鳥取市湖山町字小山ヶ前	七五二番二の一部	幅員	四メートル
三〇〇番地	七五二番二の一部	七五二番二の一部	幅員	四メートル
〃	〃	七五九番の一	延長	一一八メートル
〃	〃	七六二番の一	幅員	四メートル
〃	〃	七六八番の一	幅員	四メートル
〃	〃	七六九番の一	幅員	四メートル
〃	〃	七七五番二の一部	幅員	四メートル
谷口 晃一				

鳥取県告示第五百八十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
八年十月三十日道路の位置を指定したので、同規則第十
条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗
申請人の住所氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員
及び延長

岩美郡国府	鳥取市卯垣字植田	一四〇番二の一部	幅員	四メートル
町大字谷一		一三八番二の一部	延長	一一八メートル
三番地二		〃	幅員	四メートル
野津 三男		一三八番第一の一部	幅員	四メートル

鳥取県告示第五百八十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
八年十月三十日道路の位置を指定したので、同規則第十
条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗
申請人の住所氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員
及び延長

鳥取市富安	鳥取市吉成字縮場	一三八番一の一部	幅員	四メートル
八二番地		一三八番七の一部	延長	一一八メートル
常田 修		一四〇番一の一部	幅員	四メートル

鳥取県告示第五百八十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした
ので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及
び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第
八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗
氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日
小椋 力、米子市長砂 鳥医一、〇一五 昭和三十八年
十月二十一日

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

昭和三十八年十一月五日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午
職務の等級の分類の基準に関する規則の
一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年
三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように
改正する。

別表第一の知事部局本庁の項中「企画調整室長」を
「構造改善室長
専門技術員」に改め、同表の注の二中「専門技
術員」を削り、同表の注の二中「に掲げる職以外の職」
の下に「（専門技術員を除く。）」を加える。

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十一

月一日から適用する。

雑 報

鳥取食糧事務所日野支所の庁舎を次のとおり移転したので、お知らせします。

昭和38年11月5日

鳥取食糧事務所長

庁舎移転日 昭和38年10月15日

庁舎移転場所 鳥取県日野郡日野町根雨341の1番地

正 誤

昭和三十八年十月二十一日付け鳥取県教育委員会規則第十号中次の箇所を誤りがあつたので訂正する。

頁 誤 正

五 上 十一 保護者の転籍、転籍 保護者の転籍、転居

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月極二五〇円(送料共)